

## 【無料低額介護老人保健施設利用事業】のご案内

### 【 無料低額介護老人保健施設事業とは 】

社会福祉法第2条3項第10号の規定に基づき、経済的理由により施設入所することが困難な方々に対して、安心して良質なサービスを受けていただくために、施設利用料等を無料又は低額でご利用して頂く事業です。

#### 1. 利用料の減免を受けられることができる方

介護老人保健施設に入所を希望している方で、収入が少ないなど経済的理由により施設利用料の支払いが困難な方が対象です。当法人の規定に基づき審査を致します。

#### 2. 費用の減免額について

無料又は介護老人保健施設サービス費に要した費用（食費・居住費・室料差額・日用品費等を含む）の10%以上を減免します。

#### 3. 申請に必要なもの

##### ①世帯全体の収入がわかるもの

（市県民税所得課税証明書・公的年金等の源泉徴収票・給与明細・通帳の写しなど）

##### ②印鑑

#### 4. 減免を受けるためには

施設の支援相談員にご相談ください。



#### <お問合せ先>

介護老人保健施設 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会湘南苑

〒254-0046 神奈川県平塚市立野町37-1

(TEL) 0463-35-5780 受付時間 平日 9:00～17:00